

# 市長提出議案 審査報告

## 番号法の改正、初野射撃場の使用料の変更、

## 地域包括支援センターへの有資格者の人材確保の緩和

### 第5号 カード代替電磁的 記録の規定の追加

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第2条に第8項を新たに追加する改正がされ、それにより関係する各条例の各条項が1項ずつ繰り下がる

#### 議員

改正に伴う不具合について問う。

#### 市

今回3件の条例を改正するが、あくまでも条例のほうで参照している法律の条項番号がずれたため、それに合わせ、市の条例も改正するものがある。

そのため、引用する規定の内容に変更はなく、特に影響はないと考えている。

#### 議員

マイナンバーカードの代替えとなる電磁的記録の詳細について問う。

#### 市

マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載して、カードを持ち歩かなくても本人確認ができる機能である。



ここでは、主な市長提出議案（予算に関する議案以外）の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

### 第17号 地域包括支援センター に配置する有資格者の 人材確保の緩和

地域包括支援センターに配置する有資格者の人材確保が困難である状況を改善するため、介護保険法の施行規則が一部改正され、次の3点が緩和されたことに伴い、市の条例を一部改正するもの。

①職員の配置について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることが可能とされる。非常勤の職員が常勤職員と同じ時間を働けば、職員の配置が満たされたものとみなすことができるもの。

②職員の配置について保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置は原則とするものの、地域包括支援センターによる支援の質が確保されるよう留意した上で、複

数拠点で合算して3職種を配置することが可能となる。これは3職種の確保が困難である場合、仕事が適正に行うことができることを確認できれば兼務できるという規定である。なお、相馬市において地域包括支援センターは1カ所の設置であるため、該当しない。

③地域包括支援センターが育成計画を作成し、現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であり、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上であるものということが追加された。主任介護支援専門員については、研修を修了することが必要であるが、研修を未受講の方であっても、将来的に主任介護支援専門員となることを予定して育成計画が立てられている場合は配置が認められる。

### 第19号 初野射撃場の 使用料の変更

クレー代、電気代、資材等の高騰などの社会情勢を踏まえ、今後も適正な管理を継続するために改正するもの。

なお、使用料の算定に当たり、指定管理者である一般社団法人福島県猟友会相馬支部と協議し、使用料の急激な引き上げによる利用者の減少を避けるため、県内及び隣接県の同種の施設使用料の平均値を下回る額で設定をした。

変更した使用料の一覧

|          | 改正前     | 改正後     |
|----------|---------|---------|
| トラップ射撃   | 1,000 円 | 1,200 円 |
| クレー1枚当たり | 40 円    | 50 円    |
| ライフル射撃   | 1,000 円 | 1,200 円 |